委員会の提出意見及び少年院の長が講じた措置等の概要について

委員会から提出された意見の総数は331件であり、それを受けて少年院の長が講じた措置などの概要は次のとおりである。

平成30年度は「物品の貸与等及び自弁に関する意見」,「保健衛生及び医療に関する意見」及び「組織及び職員に関する意見」について特に意見が多かったことから,意見と講じた措置の例を下記に掲載している。

【意見と講じた措置の例】

- (意見) 自弁品のノートについて、学習以外の目的を認めるよう検討されたい。
 - (措置) 意見を踏まえ、自弁品のノートは、学習目的以外での使用を認めることとした。
- (意見) 夏季について、通常の入浴のほかにシャワー浴の機会を設けているが、石けんや シャンプー等の使用を認めていないとのことであった。衛生面を考慮してシャワー 浴を実施していることから、石けんやシャンプーの使用を認められたい。
 - (措置) シャワー浴時に石けんやシャンプーを使用させない理由は、日課の時間的制約からであったが、あらかじめ、シャワー浴時専用の全身シャンプーを整備することとし、限られた時間の中で効果的なシャワー浴を実施できるよう改めた。
- (意見) 在院者に対する職員の適切な処遇・指導を実現するため、職員に対する研修の充 実に努められたい。
 - (措置) 今後も引き続き外部講師による研修を実施するなどして職務能力の向上を図る予 定である。

【各項目に係る意見の件数等】

1 組織・職員に関する意見 44件 職員の勤務姿勢,職員に対する教育研修の充実などに関する意見が多く見られた。

※ 意見の主な内容

1	職員の勤務姿勢に関するもの	16件
	措置を講じた(又は講じる予定の)もの	16件
2	職員の教育研修に関するもの	11件
	措置を講じた(又は講じる予定の)もの	10件
	施設限りで対応できず、本省に伝達したもの	1 件



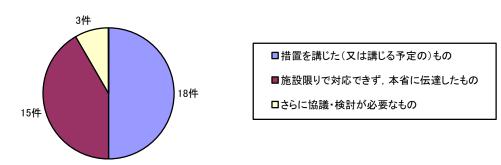
- ■措置を講じた(又は講じる予定の)もの
- ■施設限りで対応できず、本省に伝達したもの

2 施設の建物・設備に関する意見 36件 建物の改築、修繕や設備の設置などに関する意見が多く見られた。

※ 意見の主な内容

1	設備に関するもの	2 5 件
	措置を講じた(又は講じる予定の)もの	15件
	施設限りで対応できず、本省に伝達したもの	7 件
	さらに協議・検討が必要なもの	3 件
2	施設・建物に関するもの	9 件
	措置を講じた(又は講じる予定の)もの	2 件
	施設限りで対応できず、本省に伝達したもの	7 件

※ 意見を受けて講じた措置などの内訳

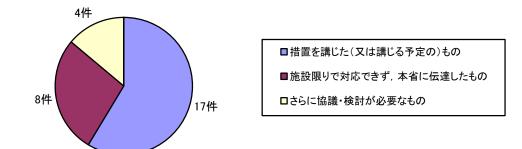


3 少年院視察委員会に関する意見 29件

委員会活動の充実や在院者が委員会宛てに書面を提出するための環境整備などに関する意見が多く見られた。

※ 意見の主な内容

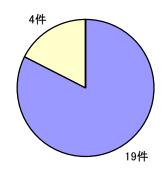
1	委員会の活動全般に関するもの	15件
	措置を講じた(又は講じる予定の)もの	7 件
	施設限りで対応できず、本省に伝達したもの	6 件
	さらに協議・検討が必要なもの	2 件
2	委員の視察,在院者との面接,在院者からの書面に関するもの	14件
	措置を講じた(又は講じる予定の)もの	10件
	施設限りで対応できず、本省に伝達したもの	2 件
	さらに協議・検討が必要なもの	2 件



- 4 在院者の処遇に関する意見 23件 起居動作の時間帯の見直しや余暇活動の充実などに関する意見が多く見られた。
 - ※ 意見の主な内容

在院者の処遇全般に関するもの	2 3 件
措置を講じた(又は講じる予定の)もの	19件
さらに協議・検討が必要なもの	4 件

※ 意見を受けて講じた措置などの内訳

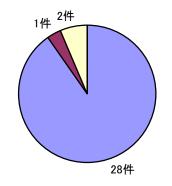


■措置を講じた(又は講じる予定の)もの

□さらに協議・検討が必要なもの

- 5 矯正教育に関する意見 31件 教育内容の充実などに関する意見が多く見られた。
- ※ 意見の主な内容

1	矯正教育の実施に関するもの		10件
	措置を講じた(又は講じる予定の)	もの	9件
	さらに協議・検討が必要なもの		1 件
2	矯正教育の内容に関するもの		9件
	措置を講じた(又は講じる予定の)	もの	9件



- ■措置を講じた(又は講じる予定の)もの
- ■施設限りで対応できず、本省に伝達したもの
- □さらに協議・検討が必要なもの

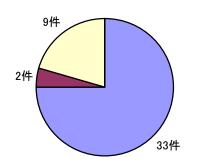
6 保健衛生及び医療に関する意見 44件

入浴の機会の増大や医療体制の充実などに関する意見が多く見られた。

※ 意見の主な内容

1	入浴に関するもの	16件
	措置を講じた(又は講じる予定の)もの	9件
	施設限りで対応できず、本省に伝達したもの	1 件
	さらに協議・検討が必要なもの	6 件
2	保健衛生及び医療全般に関するもの	13件
	措置を講じた(又は講じる予定の)もの	12件
	施設限りで対応できず、本省に伝達したもの	1 件

※ 意見を受けて講じた措置などの内訳



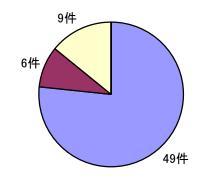
- ■措置を講じた(又は講じる予定の)もの
- ■施設限りで対応できず,本省に伝達したもの
- □さらに協議・検討が必要なもの

7 物品の貸与等及び自弁に関する意見 64件

在院者に給与する食事や在院者が施設内で使用できる物品などに関する意見が多く見られた。

※ 意見の主な内容

1	物品の貸与・支給に関するもの	4 4 件
	措置を講じた(又は講じる予定の)もの	3 1 件
	施設限りで対応できず、本省に伝達したもの	4 件
	さらに協議・検討が必要なもの	9件
2	自弁の物品の使用に関するもの	16件
	措置を講じた(又は講じる予定の)もの	15件
	施設限りで対応できず、本省に伝達したもの	1 件



- ■措置を講じた(又は講じる予定の)もの
- ■施設限りで対応できず、本省に伝達したもの
- □さらに協議・検討が必要なもの

8 書籍等の閲覧に関する意見 25件 備付書籍の充実などに関する意見が多く見られた。

※ 意見の主な内容

1	少年院の書籍等に関するもの		1	2 件
	措置を講じた(又は講じる予定の)	もの	1	2 件
2	自弁の書籍等の閲覧に関するもの			9件
	措置を講じた(又は講じる予定の)	もの		7件
	さらに協議・検討が必要なもの			2件

※ 意見を受けて講じた措置などの内訳



9 外部交通に関する意見 7件 面会の機会の拡大などに関する意見が見られた。

※ 意見の主な内容



10 その他

ボーイスカウト加盟の案内に関する意見などが見られた。

6件

- (注) 1 それぞれの意見に対して複数の講じた措置を講じた場合については、「措置を講じた(又は講じる予定の)もの」、「施設限りで対応できず、本省に伝達したもの」 又は「さらに協議・検討が必要なもの」いずれかに計上した。
 - 2 講じた措置の内訳については、平成31年4月末日までに、各少年院から法務省 本省に報告された時点で集計したものであり、施設における以降の検討により変更 されることもある。
 - 3 「施設限りで対応できず、本省に伝達したもの」については、法務省本省において予算要求の参考にするなどしている。
 - 4 委員会の提出意見及び少年院の長が講じた措置などの内容は、別添資料「各少年 院視察委員会の意見に対する措置等報告一覧表」を参照。